

28生流第2895号

平成28年10月20日

公益社団法人福島県獣医師会長様

農林水産部長

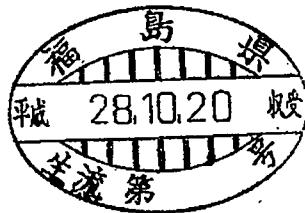
(公印省略)

愛玩動物医療分野における薬剤耐性対策について（通知）

このことについて、別紙写しのとおり、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長より通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、貴会所属の愛玩動物医療獣医師に対し、別添リーフレットを活用し、薬剤耐性問題とアクションプランについて周知いただきますようお願いします。

（事務担当 畜産課 主任獣医技師 松本 電話（直通）024-521-7364）



写

28 消安第3050号  
平成28年10月19日

各都道府県動物薬事主務部長 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長

#### 愛玩動物医療分野における薬剤耐性対策について

近年、薬剤耐性菌による感染症の増加が世界的な問題となっており、昨年5月、WHO（世界保健機関）が薬剤耐性に関する国際行動計画を採択しました。我が国でも、本年4月に関係閣僚会議において、「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）が決定され、人と動物などの関連分野が協働して実施すべき対策がまとめられたところです。

薬剤耐性菌は、動物分野での抗菌性物質（以下「抗菌剤」という。）の使用によっても発現し、動物から人に伝播する可能性が指摘されています。そのため、農林水産省では、畜産分野を対象に、薬剤耐性菌の動向調査・監視を行うとともに、抗菌剤の慎重な使用の徹底に取り組んできたところであります。今般のアクションプランでは、それらの強化が盛り込まれました。

さらに、アクションプランでは、動物分野における対策として、愛玩動物医療分野においても、薬剤耐性菌の動向調査・監視を行うことや抗菌剤の慎重な使用の徹底に取り組むこと等が盛り込まれました。

また、毎年11月が薬剤耐性対策推進月間と位置付けられ、薬剤耐性に関する知識や理解を深めるための国民的な運動が展開されることになりました。

つきましては、貴管下の愛玩動物医療関係者に対し、別添リーフレットを活用いただきながら、薬剤耐性問題とアクションプランについて周知いただくようお願いします。アクションプランや畜産分野における薬剤耐性対策等については、当省のウェブサイト「家畜に使用する抗菌性物質について」(<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/koukinzai.html>)に掲載しておりますので、御参照ください。

なお、別途、別紙のとおり関係団体等に通知したことを申し添えます。

写

28 消安第3050号  
平成28年10月19日

公益社団法人 日本動物病院協会会长 殿  
一般社団法人 日本小動物獣医師会会长 殿  
公益社団法人 日本獣医師会会长 殿  
公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿  
一般社団法人 全国動物薬品器材協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長

#### 愛玩動物医療分野における薬剤耐性対策について

近年、薬剤耐性菌による感染症の増加が世界的な問題となっており、昨年5月、WHO（世界保健機関）が薬剤耐性に関する国際行動計画を採択しました。我が国でも、本年4月に関係閣僚会議において、「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）が決定され、人と動物などの関連分野が協働して実施すべき対策がまとめられたところです。

薬剤耐性菌は、動物分野での抗菌性物質（以下「抗菌剤」という。）の使用によっても発現し、動物から人に伝播する可能性が指摘されています。そのため、農林水産省では、畜産分野を対象に、薬剤耐性菌の動向調査・監視を行うとともに、抗菌剤の慎重な使用の徹底に取り組んできたところであり、今般のアクションプランでは、それらの強化が盛り込まれました。

さらに、アクションプランでは、動物分野における対策として、愛玩動物医療分野においても、薬剤耐性菌の動向調査・監視を行うことや抗菌剤の慎重な使用の徹底に取り組むこと等が盛り込まれました。

また、毎年11月が薬剤耐性対策推進月間と位置付けられ、薬剤耐性に関する知識や理解を深めるための国民的な運動が展開されることになりました。

つきましては、貴会会員に対し、別添リーフレットを活用いただきながら、薬剤耐性問題とアクションプランについて周知いただくようお願いします。アクションプランや畜産分野における薬剤耐性対策等については、当省のウェブサイト「家畜に使用する抗菌性物質について」  
(<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/koukinzai.html>) に掲載しておりますので、御参照ください。

なお、別途、別紙のとおり各都道府県に通知したことを申し添えます。

写

28消安第3050号  
平成28年10月19日

各獣医大学 宛  
日本動物高度医療センター長 殿  
公益財団法人動物臨床医学研究所所長 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長

#### 愛玩動物医療分野における薬剤耐性対策について

近年、薬剤耐性菌による感染症の増加が世界的な問題となっており、昨年5月、WHO（世界保健機関）が薬剤耐性に関する国際行動計画を採択しました。我が国でも、本年4月に関係閣僚会議において、「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）が決定され、人と動物などの関連分野が協働して実施すべき対策がまとめられたところです。

薬剤耐性菌は、動物分野での抗菌性物質（以下「抗菌剤」という。）の使用によっても発現し、動物から人に伝播する可能性が指摘されています。そのため、農林水産省では、畜産分野を対象に、薬剤耐性菌の動向調査・監視を行うとともに、抗菌剤の慎重な使用の徹底に取り組んできたところであり、今般のアクションプランでは、それらの強化が盛り込まれました。

さらに、アクションプランでは、動物分野における対策として、愛玩動物医療分野においても、薬剤耐性菌の動向調査・監視を行うことや抗菌剤の慎重な使用の徹底に取り組むこと等が盛り込まれました。

また、毎年11月が薬剤耐性対策推進月間と位置付けられ、薬剤耐性に関する知識や理解を深めるための国民的な運動が展開されることになりました。

つきましては、貴大学（貴施設）の愛玩動物医療関係者等に対し、別添リーフレットを活用いただきながら、薬剤耐性問題とアクションプランについて周知いただくようお願いします。アクションプランや畜産分野における薬剤耐性対策等については、当省のウェブサイト「家畜に使用する抗菌性物質について」(<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/koukinzai.html>)に掲載しておりますので、御参照ください。

なお、別途、別紙のとおり各都道府県に通知したことを申し添えます。

# 11月は薬剤耐性（AMR）対策推進月間です

(別添)

～アクションプランに基づき抗菌剤の慎重使用を徹底しましょう！～

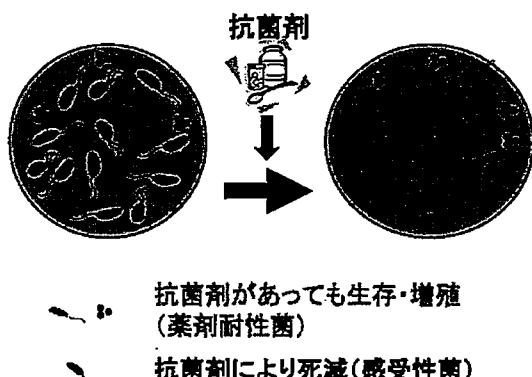
農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課

## 薬剤耐性菌とは？

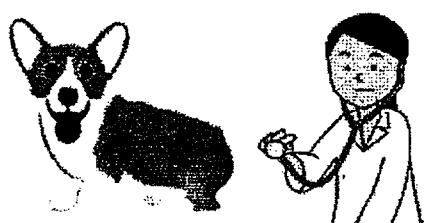
薬剤耐性菌とは、「抗菌剤が効かない細菌」です。薬剤耐性菌は、抗菌剤の使い過ぎなどにより増加し、人や動物の治療が困難になります。

世界的に、薬剤耐性菌による感染症が増加しており、大きな問題となっています。

そのため、昨年5月にWHOが国際行動計画を採択し、我が国でも、本年4月、今後5年間に取り組むべき対策をまとめた行動計画（アクションプラン）が決定されました。



## 薬剤耐性問題と動物分野との関わりは？



抗菌剤は、動物分野でも使用されており、家畜や愛玩動物の健康を守るために必要不可欠な資材です。

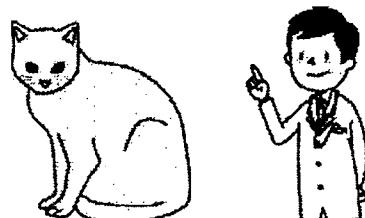
動物への抗菌剤の使用により増加した薬剤耐性菌が、動物の治療を困難にするだけでなく、動物から人に伝播し、人の感染症の治療を困難にすることが懸念されています。

そのため、アクションプランでは、人の医療分野とともに、動物分野において必要な取組が記載されています。

## 愛玩動物医療関係者が実施すべき対策は？

愛玩動物医療関係者の皆様には、薬剤耐性菌問題を理解し、「抗菌剤の慎重使用」に取り組むことが求められています。具体的には、次のような取組が挙げられます。

- ① 抗菌剤の使用を真に必要な場合に限定すること
- ② 使用する場合は、感受性試験などにより、有効な抗菌剤を選択し必要最小限の使用とすること
- ③ フルオロキノロン等の第二次選択薬は第一次選択薬が無効の場合のみ使用する。



畜産分野では、抗菌剤の慎重使用に関する基本的な考え方※を示し、取組を推進していますが、愛玩動物分野でも同様に、慎重使用を徹底する必要があります。「抗菌剤を使用すると耐性菌が選択される」ことを常に意識し、慎重使用を徹底するようお願いします。

皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いします。

※畜産物生産における動物用抗生物質選択的の慎重使用に関する基本的な考え方（2013年12月公表）

詳細は、農林水産省HPに掲載しています。

農林水産省 抗菌性物質



<http://www.maff.go.jp/j/syousan/tokusui/yakuzi/koukinzai.html>

平成 28 年 10 月 4 日

<貼り出し先>  
内閣記者会  
文部科学記者会  
厚生労働記者会  
厚生日比谷クラブ  
農林水産省記者クラブ

**薬剤耐性（AMR）対策推進国民啓発会議の開催  
及び薬剤耐性（AMR）対策推進月間（11月）の設定について**

**1. 薬剤耐性（AMR）対策推進国民啓発会議の開催**

本年 4 月、総理が主宰する「国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議」において、薬剤耐性（AMR）による感染症のまん延の防止等の対策をまとめた「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」（以下「アクションプラン」）が決定されました。アクションプランでは「普及啓発・教育」を対策の柱の一つとして掲げ、国民の薬剤耐性（AMR）に関する知識や理解を深めるため、有識者・関係団体等と連携の下、薬剤耐性（AMR）の脅威に対する国民運動を展開することとしています。

こうした状況を踏まえ、今般、薬剤耐性（AMR）に係る全国的な普及啓発活動を推進するため、「薬剤耐性（AMR）対策推進国民啓発会議」を開催することといたしましたのでお知らせいたします（構成員については別添を御参照ください）。

なお、第 1 回会合については以下のとおりです。

- (1) 日時：平成 28 年 11 月 1 日（火）18:00～20:00
- (2) 場所：調整中（都内）
- (3) 備考：議事公開、頭振り可

※会議の詳細については追ってお知らせいたします。

**2. 薬剤耐性（AMR）対策推進月間の設定**

薬剤耐性（AMR）に係る全国的な普及啓発活動を推進するため、毎年 11 月を「薬剤耐性（AMR）対策推進月間」に設定します。「薬剤耐性（AM

R) 対策推進月間」では、政府機関だけではなく民間の様々な団体が一体となって、普及啓発に係る取組を重点的に実施していくとともに、同月間を通じて国民一人ひとりの主体的な取組を促していきます。

### 3. 薬剤耐性（AMR）対策推進国民啓発会議及び薬剤耐性（AMR）対策推進月間の取組

国を挙げて薬剤耐性（AMR）対策を推進するためには、専門職に対する普及啓発とともに、国民の知識や理解を深めることが必要不可欠であることから以下の取組を展開していきます。

- (1) 政府広報、TV、新聞等のメディアを通じた国民全般に対する普及啓発
- (2) 医療機関、薬局、高齢者施設、家畜診療施設等における専門職等に対する普及啓発
- (3) 上記専門職等を通じた国民に対する普及啓発
- (4) 毎年11月を薬剤耐性（AMR）対策推進月間と設定することを契機として、(1)～(3)の普及啓発に係る取組を実施

等

#### 【本件に関する連絡先】

内閣官房国際感染症対策調整室 小泉、片山、富田

電話：03-6257-1308（直通）

FAX：03-3501-3973

## 薬剤耐性（AMR）対策推進国民啓発会議 構成員名簿

議長	毛利 衛	日本科学未来館館長
構成員 (有識者)	浅井 鉄夫	岐阜大学大学院連合獣医学研究科応用獣医学連合講座（動物感染症制御学）教授
	阿真 京子	一般社団法人知ろう小児医療守ろう子ども達の会代表
	具 芳明	東北大学病院総合感染症科講師
	館田 一博	東邦大学医学部微生物・感染症学講座教授
	館林 牧子	読売新聞医療部編集委員
	田村 豊	酪農学園大学獣医学群獣医学類食品衛生学ユニット教授
	徳田 安春	地域医療機能推進機構本部顧問
	宮入 烈	国立成育医療研究センター生体防御系内科部感染症科医長
	吉本 明美	共同通信社編集委員・論説委員
(主要団体)	青木 隆典	一般社団法人日本民間放送連盟常務理事
	安齋 尚志	日本放送協会理事
	宇田 英典	全国保健所長会会長
	川勝 平太	全国知事会（静岡県知事）
	川嶋 明	一般社団法人日本新聞協会専務理事
	釜蒔 敏	公益社団法人日本医師会常任理事
	川原 章	日本製薬工業協会専務理事
	境 政人	公益社団法人日本獣医師会専務理事
(関係行政機関等)	山田 安秀	内閣官房内閣審議官（国際感染症対策調整室長）
	川島 俊郎	内閣府食品安全委員会事務局長
	板倉 康洋	文部科学省大臣官房審議官（研究振興局担当）
	橋本 泰宏	厚生労働省大臣官房審議官（健康、生活衛生担当）
	柴山 恵吾	国立感染症研究所細菌第二部長
	小川 良介	農林水産省消費・安全局参事官
	山本 実	農林水産省動物医薬品検査所所長
	大曲 貴夫	国立研究開発法人国立国際医療研究センター国際感染症センター長